

横浜市公共建築物に係わる震災時の応急措置の協力に関する協定

横浜市（以下「甲」という。）と社団法人横浜建設業協会，社団法人神奈川県建設業協会横浜支部，社団法人横浜市電設協会，社団法人神奈川県電業協会及び社団法人神奈川県空調衛生工業会の5者（以下「乙」という。）との間で，つぎのとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は，横浜市域に震度5弱以上の地震が発生した場合，甲の所管する公共建築物（以下「施設」という。）の点検及び応急措置に対する乙の応援に関し，必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は，横浜市域に震度5弱以上の地震が発生した場合に，施設の点検及び応急措置に関し，乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は，前項の要請の必要がなくなったときは，乙に対して終了を通知するものとする。

（要請手続）

第3条 前条の協力要請は，次のとおり行うものとする。

（1）震度5強以上の地震発生の場合

ア あらかじめ指定した施設（細目で定める）については，気象庁発表による横浜の震度をもって，甲が要請したものとみなす。

イ その他の施設については，甲が被災施設を特定して要請をする。

（2）震度5弱の地震発生の場合

甲が被災施設を特定して要請をする。

2 前項の協力要請は，建築局長（横浜市災害対策本部建築部部長）が行うものとする。

(応 援)

第4条 乙は甲による協力要請を受けた場合は、速やかに応急措置等を行うための体制を確立し、必要な人員、機材等を出動させ、応急措置等に協力するものとする。

2 前項の規定に基づき出動した者は、施設管理者又は建築局職員の指示に従うものとする。

(経費負担)

第5条 この協定に基づく協力のために要した経費については、甲が負担するものとする。

(災害補償)

第6条 甲の要請に基づき、業務従事中の者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、その他の法令の適用がない場合は、横浜市消防団員等公務災害等補償条例（平成9年10月横浜市条例第60号）の規定に準じて、甲が補償するものとする。

(人員等の組織編成状況の報告)

第7条 乙は、この協定による応急措置等に出動させることができる人員等の組織編成状況を、毎年4月末日までに甲に対し、文書で報告するものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(実施時期)

第9条 この協定は締結の日から実施する。

付 則

この協定の成立を証するため、本書6通を作成し、甲及び乙のそれぞれの代表者が、記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 9 年 11 月 10 日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地
横 浜 市

横浜市長

高 秀 秀 信



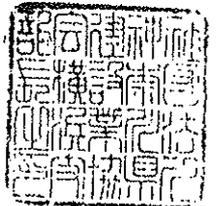
乙 横浜市中区太田町2丁目22番地
社団法人 横浜建設業協会
会 長

中 村 徹



乙 横浜市中区太田町2丁目22番地
社団法人 神奈川県建設業協会横浜支部
支 部 長

渡 邊 謙 四 郎



乙 横浜市中区山下町195番地
社団法人 横浜市電設協会
理 事 長

池 松 忠 彦



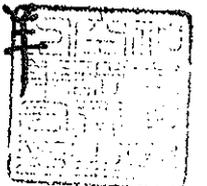
乙 横浜市中区長者町4丁目9番の3号
社団法人 神奈川県電業協会
会 長

鬼 嶋 俊 雄



乙 横浜市中区本町6丁目61番地
社団法人 神奈川県空調衛生工業会
会 長

大 澤 洋



横浜市公共建築物に係わる 震災時の応急措置の協力に関する協定細目

横浜市（以下「甲」という。）と社団法人横浜建設業協会、社団法人神奈川県建設業協会横浜支部、社団法人横浜市電設協会、社団法人神奈川県電業協会及び社団法人神奈川県空調衛生工業会の5者（以下「乙」という。）は、「横浜市公共建築物に係わる震災時の応急措置の協力に関する協定（以下「協定」という。）」の定めを遵守し、災害時に公共建築物の安全点検と応急措置を速やかに実施するため、協定に基づき次のとおり「横浜市公共建築物に係わる震災時の応急措置の協力に関する協定細目」（以下「細目」という。）を定める。

（定義）

第1条 この細目で使用する用語の意義は、次の各号のとおりとする。

- （1）施設 甲の所管する公共建築物及びこれに準ずる施設。
- （2）即時出勤 協定第3条第1項第1号アで規定する、甲が協力要請したものとみなした出勤。
- （3）会 員 乙に加入している企業。

（協定を適用する地震）

第2条 この協定による、横浜市域に震度5弱以上の地震が発生した場合は、次の各号によるものとする。

- （1）震度5弱以上の気象庁発表の地震。
- （2）横浜市高密度強震計により観測された震度5弱以上の地震。

（連絡体制）

第3条 甲の連絡窓口は、建築局建築部とする。乙の連絡窓口は、原則として社団法人横浜建設業協会とする。

(出動体制)

- 第4条 即時出動の対象として、あらかじめ指定した施設とは、別表-1「即時出動対象施設表」に記載の施設とする。なお、対象施設に変更があった場合、甲は、速やかに乙に対し通知するものとする。
- 2 乙は、即時出動会員及び統括会員、バックアップ会員を指名し、即時出動のための班編成（建築、電気、機械の3業種で編成）を行い、甲へ報告することとし、24時間の即時出動体制を確保する。
 - 3 乙は、災害時の車両通行規制に対応するため、あらかじめ甲と協議の上、緊急車両の手続きを行っておくものとする。
 - 4 甲は、協定の効果を発揮するために必要な、あらかじめ指定した施設の概要、平面図等を乙に提供する。
 - 5 甲と乙は、会員が行う点検等が迅速かつ効果的に行えるよう、あらかじめ「公共建築物の安全点検・安全措置調査票」（以下「調査票」という。）を作成する。

(地震発生時の行動)

第5条 震度5強以上の地震が発生した場合は、次の各号のとおりとする。

(1) 甲及び施設管理者の行動

- ア 甲は、速やかに乙に対する連絡体制を整えるとともに、情報の収集や、乙に対して協定発動の確認を行うものとする。
- イ 甲は、第4条第1項に定める即時出動対象施設以外の施設については、乙に対して必要に応じて協力要請を行うものとする。
- ウ 施設管理者は、施設の被害状況を把握し、会員に適宜説明するものとする。

(2) 乙の行動

- ア 乙は、会員に対し甲の協力要請に対応するための準備指令を行うものとする。
- イ 乙は、会員の準備状況や被害状況等を取りまとめ、甲へ報告するものとする。
- ウ 乙は、甲の協力要請及びその他の情報を会員に速やかに連絡し、要請のあった施設に出動させるものとする。

(3) 会員の行動

- ア 即時出動会員は、テレビ、ラジオ等の報道により、横浜市域で震度5強以上の地震発生が確認された時点で、必要な資機材を携帯し、担当する施設に速や

かに出動するものとする。

イ 第4条第2項に定められた統括会員は、即時出動会員の出動状況を確認し、出動が確認できない場合、速やかにバックアップ会員を出動させるものとする。

ウ 出動した会員は、調査票に基づき、建築、電気及び機械の安全点検並びに必要な応じた応急措置を実施するものとする。

エ 出動した会員は、応急措置等が終了した時点で、施設管理者と甲及び乙に対して活動内容を報告し、調査票の写しを提出するものとする。

オ 要請により出動した会員の行動は、ウ及びエと同じとする。

2 震度5弱の地震が発生した場合は、前項第1号及び第2号並びに第3号ウ、エに準ずる。

(点検等の完了措置)

第6条 乙は、協定に基づき実施した点検内容や応急措置等について、会員からの報告を報告書としてまとめた上で、甲に提出するものとする。

(報告書の内容)

第7条 報告書の内容は次のとおりとする。

- (1) 各施設ごとに実施した調査票
- (2) 安全点検及び応急措置前後の写真
- (3) 各施設に要した経費の見積(施設別に分類し集計する。)

(訓練)

第8条 甲と乙は、本協定の円滑な実施を図るため、年に1回共同で訓練を行うものとする。

2 訓練の日時、規模、内容は、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

この細目は、甲と乙の各代表の記名・押印により効力を発生するものとする。

平成10年3月3日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市

横浜市長

高 秀 秀 信



乙 横浜市中区太田町2丁目22番地
社団法人 横浜建設業協会

会 長

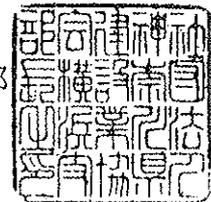
中 村



乙 横浜市中区太田町2丁目22番地
社団法人 神奈川県建設業協会 横浜支部

支 部 長

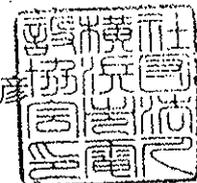
渡 邊 謙 四 郎



乙 横浜市中区山下町195番地
社団法人 横浜市電設協会

理 事 長

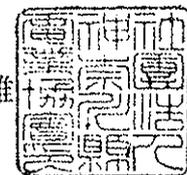
池 松 忠 彦



乙 横浜市中区長者町4丁目9番の3号
社団法人 神奈川県電業協会

会 長

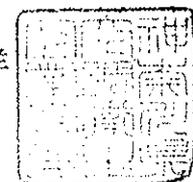
鬼 嶋 俊 雄



乙 横浜市中区本町6丁目61番地
社団法人 神奈川県空調衛生工業会

会 長

大 澤 洋



別表-1 即時出動対象施設一覧

第1回改訂:平成12年3月

No	施設名	区名	所在地	電話番号
1	横浜市庁舎本庁舎	中区	港町1-1	671-2121
2	鶴見区総合庁舎(鶴見消防署含む)	鶴見区	鶴見中央3-20-1	510-1818
3	神奈川区総合庁舎(神奈川消防署含む)	神奈川区	広台太田町3-8	411-7171
4	西区総合庁舎	西区	中央1-5-10	320-8484
5	中区総合庁舎	中区	日本大通35	224-8181
6	南区総合庁舎(南消防署含む)	南区	花之木町3-48-1	743-8282
7	港南区総合庁舎(港南消防署含む)	港南区	港南中央通10-1	847-8484
8	保土ヶ谷区総合庁舎(保土ヶ谷消防署含む)	保土ヶ谷区	川辺町2-9	334-6262
9	旭区総合庁舎(旭消防署含む)	旭区	鶴ヶ峰1-4-12	954-6161
10	磯子区総合庁舎	磯子区	磯子3-5-1	757-2323
11	金沢区総合庁舎(金沢消防署含む)	金沢区	泥亀2-9-1	788-7878
12	港北区総合庁舎(港北消防署含む)	港北区	大豆戸町26-1	540-2323
13	緑区総合庁舎(緑消防署含む)	緑区	寺山町118	930-2323
14	青葉区総合庁舎(青葉消防署含む)	青葉区	市ヶ尾町31-4	978-2323
15	都筑区総合庁舎(都筑消防署含む)	都筑区	茅ヶ崎中央32-1	948-2323
16	戸塚区総合庁舎	戸塚区	戸塚町157-3	866-8484
17	栄区総合庁舎	栄区	桂町303-19	894-8181
18	泉区総合庁舎(泉消防署含む)	泉区	和泉町4636-2	800-2323
19	瀬谷区総合庁舎(瀬谷消防署含む)	瀬谷区	二ッ橋町190	367-5656
20	港湾病院	中区	新山下3-2-3	621-3388
21	横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター	南区	浦舟町3-46	261-5656
22	市民病院	保土ヶ谷区	岡沢町56	331-1961
23	脳血管医療センター	磯子区	滝頭1-2-1	753-2617
24	横浜市立大学医学部附属病院	金沢区	福浦3-9	787-2800
25	横浜市アレルギーセンター	瀬谷区	二ッ橋町469	365-3601
26	済生会横浜市南部病院	港南区	港南台3-2-10	832-1111
27	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	旭区	矢指町1197-1	366-1111
28	横浜市北東部中核施設横浜労災病院	港北区	小机町3211-1	474-8111
29	鶴見消防署(鶴見区総合庁舎内)	鶴見区	鶴見中央3-20-1	503-0119
30	神奈川消防署(神奈川区総合庁舎内)	神奈川区	広台太田町3-8	316-0119
31	西区消防署	西区	戸部本町50-11	313-0119
32	中消防署	中区	山吹町2-2	251-0119
33	南消防署(南区総合庁舎内)	南区	花之木町3-48-1	741-0119
34	港南消防署(港南区総合庁舎内)	港南区	港南中央通10-1	844-0119
35	保土ヶ谷消防署(保土ヶ谷区総合庁舎内)	保土ヶ谷区	川辺町2-9	334-0119
36	旭消防署(旭区総合庁舎内)	旭区	鶴ヶ峰1-4-12	951-0119
37	磯子消防署	磯子区	磯子1-3-11	753-0119
38	金沢消防署(金沢区総合庁舎内)	金沢区	泥亀2-9-1	781-0119
39	港北消防署(港北区総合庁舎内)	港北区	大豆戸町26-1	546-0119
40	緑消防署(緑区総合庁舎内)	緑区	寺山町118	932-0119
41	青葉消防署(青葉区総合庁舎内扱い)	青葉区	市が尾33-1	974-0119
42	都筑消防署(都筑区総合庁舎内)	都筑区	茅ヶ崎中央32-1	945-0119
43	戸塚消防署	戸塚区	戸塚町4144	881-0119
44	栄消防署	栄区	桂町301	892-0119
45	泉消防署(泉区総合庁舎内)	泉区	和泉町4636-2	801-0119
46	瀬谷消防署(瀬谷区総合庁舎内)	瀬谷区	二ッ橋町190	362-0119
47	横浜市民防災センター	神奈川区	沢渡4-7	312-0119
48	横浜ヘリポート	金沢区	福浦3-2	784-0119
49	訓練センター	戸塚区	深谷町777	853-8602
50	市長公舎	西区	老松町2	